

令和6年度 田彦中学校生徒心得

校 訓 伸びよ 心豊かに たくましく

- めざす生徒像
- ・ 知識や技能を身に付け、自ら課題に取り組もうとする生徒
 - ・ 主体的な判断の下に行動できる生徒
 - ・ 自分を信じ、最後まで頑張る生徒
 - ・ 集団の中で、互いの良さや個性を認め合える生徒

校 章



《 校章のいわれ 》

六つの鋭角的な三角は、「伸びよ」を意味し、丸みをおびた田彦の文字で優しい感情の「心豊か」を表現し、六つの四角の黒ぬりの部分で「たくましく」を表している。

田彦中学校の生徒として、以下の心得を理解し、実践しよう。

1 礼儀正しくしよう。

- ① 先生や目上の人に出会ったときは、すすんで会釈やあいさつをする。
- ② 同級生に対する言葉遣いと先生や目上の人に対する言葉遣いを使い分ける。
- ③ 来客には誠意をもって接し、会釈を忘れず物事を尋ねられたらはっきりと答える。
- ④ 廊下は静かに歩き、絶対に走らない。
- ⑤ 職員室に入るときは、必ずノックをし名前を名乗り、「失礼します。（学年・学級や部活動などの所属を伝え）△△です。〇〇先生に用事がありました。」と名乗って、許可を得てから入る。

2 服装を整えよう。

- ① 服装は制服を着用し、質素、清潔にしておく。

スラックスタイプ	スカートタイプ
ア 学校指定のブレザー、グレーのスラックス、白無地のワイシャツまたはポロシャツを着用する（夏服時は、グレーのスラックス、白のワイシャツまたはポロシャツを着用する）。	ア 学校指定のブレザー、チェックのスカート、白無地のワイシャツまたはポロシャツ、ベストを着用する（夏服時は、チェックのスカート、白無地のワイシャツまたはポロシャツ、ベストを着用する）。
イ 黒色で無地のベルトを着用する。	イ 盛夏はベストを着用しなくてもよい。
ウ 学校指定のネクタイを着用することができる（令和5年度入学生から式典時は必ず着用する）。	ウ スカートは、膝が隠れる長さとする。
	エ 学校指定のリボンまたはネクタイを着用することができる（令和5年度入学生から式典時は必ず着用する）。

- ・ 靴下は、白か黒か紺の単色で、くるぶしが隠れるものとする（ワンポイントは可）。
- ・ 冬はコートやウィンドブレーカーを着用してもよい（黒・紺・茶・灰色系）。また、部活動で使用しているウィンドブレーカーを着用してもよい。
- ・ 寒いときはVネックのセーターを上着の下に着用してもよい（紺・黒・白・茶・灰色系）。
- ・ 夏服時は、ワイシャツまたはポロシャツの下のシャツは、白いものとする。冬服時に着用するインナーの色は、上記のセーターの色に準じる。

- ② 体育時の服装
 - ・学校指定のトレーニング・ウェアとする。
 - ・体育館使用時は、体育館シューズをはく（全校生徒青色ライン）。かかとにイニシャル等で記名する。
- ③ 名札は左胸に学校指定のものをつける。
- ④ 衣替えについて
 - ・衣替えは、年2回実施する（5月GWあけ・後期始業式）。
 - ・衣替えは目安であり、気温に応じて、各自上着（ブレザー）で調節する。
- ⑤ 通学用の靴は運動靴とする（ハイカット、ミドルカットは禁止）。内側にイニシャル等で記名する。
- ⑥ 上履きは学年色とし、学校で指定したものとする。かかとにイニシャル等で記名する。
- ⑦ 令和6年度の学年色は、1年青、2年緑、3年赤とし、名札、上履き等は、卒業までその色を用いる。
- ⑧ 頭髪は、清潔で学習や運動の妨げにならない長さとする。
 - ・肩より長くなる時等は、目立たない色で、装飾のないゴムひもや髪留めで結ぶ。編み込みは許可していない。また、前髪は目にかからない長さを推奨するが、やむを得ず目にかかる場合には、装飾のない髪留めで留める。
 - ・髪の毛の脱色や染色はしない。髪飾り等をつけない。

3 通学について

- ① 通学は、制服登下校を原則とする。
 - ・登校時、雨の時にはジャージでの登校を可とするが、制服は持参する。
 - ・下校時は、ジャージでの下校を可とする。
 - ・夏季において、熱中症等の予防の面から、半袖・ハーフパンツの登校を期限付で可とする。
- ② 登下校は決められた通学路とし、寄り道をしない。極力、横断歩道を渡る。
- ③ 自転車通学は、原則として認めない。ただし、部活動等で特別使用（練習試合など）するときは許可をする（必ずヘルメットを着用すること）。

4 携行品・連絡の励行

- ① 通学用力バンは、紺・黒・白系のリュックサックタイプとする。
- ② スポーツバッグ（サブ・バッグ）は、学校指定のものとし、両方の持ち手をしっかり片側の手や肩にかけて使用する。
- ③ 学習に必要なもの、特に携帯電話や金銭は持ってこない。また、鞆に付けるキーホルダー（お守り、バッジ等）は、識別を目的とし、装飾が目的ではないため、グーより小さなものを1つまでとする。
- ④ 長期休業中以外は、家庭学習に必要な学習用具のみを持ち帰る。
- ⑤ 欠席、遅刻、早退、見学などについては、理由、時間を明確にし必ず保護者が連絡をする。
- ⑥ 緊急事態が発生した場合は、速やかに警察等の関係機関に連絡し、その後担任または学校に連絡をする。

5 その他

- ① 保健室を利用する際は、必ず担任か授業担当に事情を告げて、カードに記入してもらおう（原則として保健室の利用は1日に1時間とする）。
- ② 各教室、特別教室などの鍵は、先生の許可を得てから使用する。